

季節の旅

ゆったり、じっくり、おとな旅

宮廷文化の伝統と、その継承 (隔月全4回予定)

第1回 衣紋 ～宮廷装束～



束帯一式の飾り



宝鏡寺



衣紋の様子



山科言繩氏(山科家25代)の束帯姿



織女図(狩野愛信筆)

季節の旅 特別プラン2025

山科家30代後嗣・衣紋道山科流若宗家 山科言親氏のご案内で、古より受け継がれる宮廷文化に触れる全4回の特別プラン。

9月の第1回は装束の着付けの技術「衣紋」を、11月に開催予定の第2回は「薫香」と、歴史の中で育まれた雅やかな宮廷文化に触れ、学ぶ、特別な機会を、9月から3月までの隔月開催をご用意いたします。



新たな旅の魅力

「季節の旅」は、見る観光ではなく、ご説明やご案内を通じてより深く魅力を知っていただく旅を目指します。

社寺特別拝観や工房見学など、通常の観光旅行では知ることのできない奥深い旅をご案内しております。

全てのコースにホテルスタッフが同行いたしますので、おひとりや初めての方でも安心してご参加いただけます。

「季節の旅」を通じてお客様同士の交流も生まれ、旅の魅力のひとつとして楽しんでいただいております。

宮廷文化の伝統と、その継承 (隔月全4回予定) 第1回 衣紋 ～宮廷装束～

平安時代末期より代々宮中の衣紋方を務め、装束の調進・着装を伝承してきた旧公家の山科家。山科家30代後嗣・衣紋道山科流若宗家 山科言親氏のご案内で、古より受け継がれる宮廷文化を識る新シリーズです。第1回は装束の着付けの技術「衣紋」を主テーマに皇室ゆかりの寺院や老舗料亭を訪ね、宮廷文化の歴史と伝統に触れます。



やましな ことらか
山科 言親氏

衣紋道山科流若宗家。1995年京都市生まれ、京都大学大学院人間・環境学研究科修士課程修了。代々宮中の衣装である“装束”の調進・着装を伝承している山科家(旧公家)の30代後嗣。三勅祭「春日祭」「賀茂祭」「石清水祭」や「令和の御大礼」にて衣紋を務める。各種メディアへの出演や、企業や行政・文化団体への講演、展覧会企画や歴史番組の風俗考証等も行う。山科有職研究所代表理事、同志社大学宮廷文化研究センター研究員などを務め、御所文化の伝承普及活動に広く携わる。

2025年9月18日(木)

9:30 ● ホテルオークラ京都 出発

● 「宝鏡寺」
開山以来多くの皇女が住持を務めた尼門跡寺院
皇室とゆかり深く“百々御所”とも呼ばれる境内を特別拝観

12:30頃 ● 「萬亀楼」昼食
宮中の伝統と京文化の雅を継承する料亭
約20種類の料理を彩り豊かに盛り込んだ
「竹籠弁当」をお愉しください

● 「萬亀楼」広間にて
山科言親氏による衣紋の解説とともに着装を見学

16:00頃 ● ホテルオークラ京都 着・解散




萬亀楼

予約受付開始: 2025年7月7日(月) 10:00より

◆プランのお申し込みは電話(075)211-5111にて承ります
◆季節の旅の最新情報は公式サイトに掲載しております



【ご案内】添乗員:同行 食事:昼食1回 宿泊:なし
希望により前日または当日のホテルオークラ京都でのご宿泊を最優遇料金より20%OFFにてご用意 ※どちらか、もしくは両日も承ります。ただし満室の場合もございます。

| | | | | |
|-----------------------|------------------------------------|----------------|------------|--|
| ご出発日 2025年9月18日(木) | 1名様 ¥67,000 One Harmony ポイント300P積算 | 最少催行人員 10名様 | 定員 20名様 | お申し込み期限 2025年9月8日(月) ※満席・催行中止の場合は上記の限りではございません |
|-----------------------|------------------------------------|----------------|------------|--|

*上記旅程は天候、交通、現地事情などにより変更となる場合がございます。*社寺参拝に相応しい服装でご参加ください。*移動はジャンボタクシーを利用いたします。*代金には拝観入場料、食事、移動費、諸税その他行程に必要な費用を含みます。*代金のお支払いは事前振込にてお願いいたします(ご予約時に案内いたします)。*小学生以下のお子様はご参加いただけません。*特別プランにつき各種ご優待券、クーポン券、割引券、One Harmony ポイントはご利用いただけません。*出発前日から起算して10日以降のキャンセルには取消料が発生いたします。*当プランはOne Harmony ポイントの対象商品です。*旅行代金をお支払いいただいたお客様に限りポイントを積算いたします。*写真はイメージです。

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には別途お渡しする当社ご旅行条件(全文)をお受け取りになり、内容をご確認ください。当社ご旅行条件は公式サイトからもご確認ください。

| 解除期日 | 取消料 | |
|----------------------|-----------|-----------|
| | 日帰り旅行 | 日帰り旅行以外 |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | 無料 | 旅行代金の20% |
| 10日目～8日目 | 旅行代金の20% | 旅行代金の20% |
| 7日目～2日目 | 旅行代金の30% | 旅行代金の30% |
| 旅行開始日の前日 | 旅行代金の40% | 旅行代金の40% |
| 旅行開始当日(旅行開始前) | 旅行代金の50% | 旅行代金の50% |
| 旅行開始後又は無連絡不参加 | 旅行代金の100% | 旅行代金の100% |

●お客様の責任
①お客様の故意又は過失により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
②お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容及び理解するよう努めなければなりません。③お客様は、旅行開始後において契約書面に記載された内容と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
●特別補償
当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および旅行品損害補償金を支払います。
●旅行条件基準日
この旅行条件は、2025年6月1日現在を基準としています。
●個人情報の取り扱いについて
①当社は、お客様からご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行における旅行サービスの手続き・受領のための手続きに必要な範囲内で利用いたします。また、旅行参加後のアンケートのお返りや、統計資料作成のために、お客様の個人情報を利用することがあります。②当社は、当社の商品やサービスに関する情報をお客様に提供することがあります。③上記のほか、当社の個人情報取り扱いに関する方針については、当社の公式サイトでご確認ください。
当社公式サイト www.kyotohotel.co.jp/

●旅行の催行
①お客様の人数が、各コースに表示する最少催行人数に達しなかったときは旅行の催行を中止します。この場合当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。②天災地変、戦乱、暴動、連送(宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、航空機の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行を中止せざるを得ない当社が判断した時は旅行の催行を中止します。③当社より旅行の催行を中止した場合は既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻いたします。

●募集型企画旅行契約
この旅行は、株式会社京都ホテル(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行です。この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。ご旅行条件は下記によるほか、別途お渡しするご旅行条件(全文)、各コースごとに記載されている条件、確定書面および当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
●旅行のお申し込みと契約の成立時期
①当社は、当ウェブサイトに記載の各旅行について、電話、インターネット、その他通信手段にて旅行契約の予約申込を受け付けます。②旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金の一部または全額を受理したときに成立するものとします。③お支払い方法が「振り込み」の場合はお客様の振り込み手続きが完了した時点をもって旅行契約の成立とします。
●旅行代金のお支払い
旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前まで(日帰り旅行の場合は11日前まで)に全額をお支払いいただきます。ただし、当社が特に認めた場合は、旅行開始までに全額をお支払いいただくことも可能です。
●旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送、宿泊、食事、観光(拝観・入場・案内等)にかかる費用、及び諸税・サービス料、添乗員経費(これらの費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
●取消料
旅行契約の成立後、お客様の都合でお申し込みの旅行の取消やコースの変更をされるとは、ご旅行契約の解除をみなし、次の金額を取消料として申し受けます。